

第4回流域委員会の進め方について

1. 今後の現地視察の進め方について

第3回流域委員会にて、大臣直轄区間上流域の視察を行いました。第2回流域委員会で第4回流域委員会は7月15日(火)の実施が了承されておりますが、第4回流域委員会を含めて、今後の現地視察の進め方について、議論・審議願います。

(案1)

第4回：現地視察(大臣直轄区間下流域)7月15日(火)開催

第5回：説明及び質疑(大臣直轄区間)

- ・これまでの河川計画や整備について
- ・現状の把握及び説明など

第6回以降：円山川上中流域の現地視察など

(案2)

第4回：説明及び質疑(大臣直轄区間)

- ・これまでの河川計画や整備について
- ・現状の把握及び説明など

第5回：現地視察(大臣直轄区間上流域)

第6回以降：円山川上中流域の現地視察など

(案3) その他

2. 第4回流域委員会の進め方について

1) 案1の場合

実施形態について

第4回流域委員会(現地視察)はどのような形態で実施するかについて、審議願います。

- A) 第3回流域委員会と同じく、折衷案として、事前に説明等の会議を行った後に、直轄下流域の現地視察を行う。
- B) 事前に会議を実施せずに、現地視察を行う。

【審議】

現地視察地点の選定及びルート案の作成

第 4 回流域委員会の現地視察地点の選定及びルート案は、第 3 回流域委員会と同様に、委員長及び庶務でアンケート結果等を検討し、委員に事前に配布し、了承を得るものとするを庶務より提案しますが、これについて審議願います。

【審議】

現地視察時の説明用資料の作成及び説明者の選定について

第 3 回流域委員会では、アンケート結果等から、委員長と庶務で説明者を選定しましたが、第 4 回流域委員会では、どのようにするかについて、審議願います。

【審議】

2) 案 2 の場合

開催日の延期について

第 4 回流域委員会の議事内容が説明及び質疑（大臣直轄区間）となった場合、開催を予定している 7 月 15 日では資料の作成時間が短いと判断されますので、開催日を延期する必要があります。この点について、了承願います。

説明用資料の作成及び説明者の選定について

第 4 回流域委員会にて、説明及び質疑（大臣直轄区間）を行う場合の説明用資料の作成及び説明者について、審議願います。

【審議】

3) その他

その他の場合の第 4 回流域委員会の議事内容等について、議論願います。